

第6回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会
会議録（要旨）

1 日時	令和8年1月27日（火）午後2時00分～午後3時15分
2 会場	元気創造プラザ4階 生涯学習センター ホール
3 出席委員 ※ 敬称略	北田 真理（委員長） 武本 明日香、松原 拓郎、山下 敏雅、山本 真実 以上5名
4 行政出席者 （事務局）	子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 子ども育成課長 萩原 潤一 保育支援課長 竹内 里奈 子育て支援課長 嶋末 和代 包括支援担当課長 戸田 陽子 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 小林 大祐 西多世代交流センター担当課長 荻野 るみ 教育部長 高松 真也 学務課教育支援担当課長 星野 正人 子ども家庭課 加藤 太一、山岸 愛子、千葉 友絵、高橋 陽子 児童青少年課 中島 寛人
5 議題	1 検討協議事項 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (2) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会報告書（案）について (3) その他
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	6人

1 開会（午後2時00分）

2 検討協議事項

(1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について

【子ども政策部長】より説明

- ・子どもへのメッセージを前文に入れること及び今回の条例素案（案）における子どもへのメッセージの内容について、委員の意見を確認
- ・第2章の各条文で「～の権利が保障される」と記載することにより、法的に市が保障を求められることになり得るかという点について、委員の意見を確認

（質疑応答）

【北田委員長】 では、2点ありましたけれども、まず、1点目、前文の話ですが、精神、基本原則というものを強調するというのと、それを宣言していくものとしてつくっていただいたということですね。この後、子どもへのメッセージが入っているわけなんですけれども、まず、これに関して、御自由に御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。では、山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 この「子どものみなさんへ」のところ、すごくいいなあと見ていました。これで、子どもたちに直接語りかけたり、大人はこういうふうに行っていると、きちんと宣言したり、分かりやすく伝えているのはいいなと思います。

細かなところで言いますと、「あなたは安心して暮らすことができ、自分らしく過ごすことができる」から始まる部分は、多分、第2章の3条、4条、5条、6条、7条、8条のそれぞれの一番の柱のところから取ってこられているんだろうなと思っていて、確かにその条文の中を読まなくても、こういうことが書いてあるんだな、守られるんだなと分かるようになっているので、育つ権利など不足しているところについても、そこは丁寧に、3条から8条まで項目分けしているのがずっと入ると、よりいいなと思いました。

あとは、実際の子どもたちがこれを読んで、自分たちへのラブレターというか、思いが伝わるなというふうに感じてくれるかどうか、とても大事だと思っています。ぜひ、これから子どもたちに聞くときに、この文についてどう思ったのかとか、あるいは、ぜひこういうことを言ってほしいとか、こういう表現にしてほしいみたいなものを入れるといいかなと思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。子どもの意見を聞く機会が、多分5月頃にあるかと思うので、留意しておきます。

それでは、山本委員、よろしいでしょうか。

【山本委員】 この子どもの皆さんのメッセージ、私もとてもいいなと思いましたので、ぜひ入れていただく方向でやっていただければいいと思ったんですけども、1点だけ、私が気になったのは、「大人の役割です」というところです。確かに「大人の役割」なんだけれども、「大人の役割」だから「大人は大事にします」、というのがつながらないなど。役割は役割ですし、「悩んだときにどうすればいいか考えます」、というのも子どもの権利を守ることなんですけど、でも、「大事にする」というのと「考える」というのがつながらなくて、何かもう1つ段階がないかなという感じがしたんです。多分、ここは4行、4行でそろえたいということもあるのかなと思ったんですけど、今回この条例をつくるのは、市民、大人がこういうふうに行えるように市が率先してやることなので、大人がきちんと子どもの権利を守れるように、社会がみんなで守っていくのがこの条例です、というようなものが何かあったほうがいいのかという感じがしました。

これだと、「大人の役割です」、「大人はやります」、「大事にします」と言っているだけで、言えればいいのかとか、これは何なのかというのにつながらぬだろうかというのを、私は個人的に思っていたんですけど、皆さんの意見もお聞きしたいと思います。

【北田委員長】 山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 さすが鋭い指摘だなと思いつつ、まず市の弁護をすると、第3章のタイトルが、市、保護者、市民、子どもに関わる施設、事業者等の役割と書かれているのと、多分そこと合わせたのかなとは思ったんですけど、山本委員のおっしゃることは、本当にそのとおりだなと思っています。

これを端的に言うなら、「子どもは権利を持っています」と言ったんだから、「その権利を保障するのが大人の義務です」、というのが本当はきちんと対にならなければならなくて、これまでも、「権利を主張するなら義務も果たせ」のような、子どもの権利が義務とバーターかのように言われるのは違う、という話をしました。純粹に言えば、子どもが権利を持っている、イコール、大人の側がそれを保障する義務を負っているとなるので、ここは、「あなたは子どもの権利を持っています」と言うなら、「大人はその義務を果たさなければいけない」、「義務を負っています」と書くのが、本当はシンプルな表現かと思いません。

そう書くと、さっきの役割という第3章のタイトルのところとか、あとは、先ほどの損害賠償義務が発生するのか、みたいなどころがあると思うんですね。ここは、本当は条文の中に義務とは出てこないけど、言い切っているから、努力義務なのか、法的義務なのかはあるにしても、大人が責任をちゃんと果たしていきますよということを、端的にここで「義務です」と言ってしまえるなら本当はシンプルだし、大事なことでもあるというふうに感じますが、皆さんの意見を聞きたいところです。

【北田委員長】 山本委員、今の意見に補足はよろしいですか。

【山本委員】 はい。下と後ろの平仄で役割だとは思うんですけど、ちょっと落ちにくい気がしたので。うまく言っていて、ありがとうございます。

【北田委員長】 では、義務だと、すっきりしますか。

【山本委員】 これは、やりますよという宣言なので、義務と書ければ一番いいかと思えます。あとは5行にするか。

【北田委員長】 では、その点も含めて、松原委員、お願いします。

【松原委員】 ありがとうございます。前文は、私もすてきだなと思って拝見をしました。

まず、今のお二人のお話については同感です。必ずしも最後のところは4行、4行でそろえなくても、4行、5行でも、ギアが上がっている感じがするので別にいいのではないかという感じがします。「大人の役割です」、のところから2行目の間のかけ橋については、入れてもいいのではないかと思います。

あと、私が前文について思ったのは、山下委員がちょっとおっしゃっていましたが、本文の中では、生きる権利、育つ権利という話を書いている。他、ここの中では、下から2つ目の4行のところ、「あなたは、生まれたときから子どもの権利を持っています。あなたは、安心して暮らし、自分らしく過ごすことができます」という感じで、ちょっと埋もれてしまっている感があるので、法的に言うと成長・発達権というものがそこに記載されているかどうかで話は変わってくるような気もしますが、何かしら育つであるとか、生きるであるとか、そういったことにつながるような言葉が入っているといいなど、そこは、感想として持ちました。

あとは、特に大きな意見、根底からひっくり返すような意見は全然ないんですけど、これは前回の素案のときに、私が気づいて言えばよかったんですが、帰ってから読み返してみても、例えば2行目、「生まれながらに子どもの権利を持っています」というふうを書いてあって、この「子どもの」の部分は要るのかなと。「生まれながらに権利を持っています」でいいのではないかなというふうに思いました。すみません、これは、前回、私が言うべきだったところを見落としてしまったんですけど、それが1つ、新しいものとして付け加えさせていただきます。

【北田委員長】 ありがとうございます。今、お話が出ましたので、「子どもの権利を持っています」の「子どもの」の部分について、私もなくていいのではないかと思うんですが、皆様、この点はいかがですか。山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 おっしゃるとおりだと思います。生まれたときから権利を持っているんだけど、先ほどの子どもに特有の成長、発達とかがあるので、例えば2行目の「生まれながらに権利を持っています」はすっと入るなと思いつつ、3行目の「子どもの権利が守られなければなりません」のところは、「子どもの権利」の方がじっくりくる気もするので、「権利を持っています」以外のところは「子どもの権利」でいくかなど、そこは、細かく検討したほうがいいかと思います。

【北田委員長】 山本委員はいかがですか。

【山本委員】 確かに、子どもの権利がいつから大人の権利になるのかとか、子どもの権利と大人の権利は違うのかといったときに、育つ権利とか成長・発達権の、子ども特有の発達に伴う権利はあるので、あえて「子どもの権利」と書いているんだなとは思いますが、書かなくてもいいところは書かずに、ただの「権利」にしていいと思います。

でも、今、山下委員がおっしゃったように、「子どもの権利」と書いておいたほうがすんなり入るところは、残しておいてもいいかなと思います。

【北田委員長】 では、今までの話も含めて、武本委員、いかがでしょうか。まず、子どもの権利の表記について、特有なものだけに「子どもの」と入れて、それ以外のものはただの「権利」とする案に関して、お伺いしてもよろしいですか。

【武本委員】 子ども自身がこれを読んで分かるのであれば、それでいいかなとも思いました。大人と同じものを持っていて、さらにプラスで、子ども特有のものを持っているんだよというのは、下の部分を見れば分かるのかなと。そしたら、他のところで見て分かるようであれば、なくてもいいのかなとは思いますが、子どもが見て分かりやすいのであれば、あってもいいかなと思いました。

【北田委員長】 そうですね。どう表現するかとか、並べ方とか、前に何を入れるかということがあるので、要は子どもに伝わりやすいようにするというのを留意して、ここは一度検討ということにいたしましょうか。

武本委員、それ以外の部分については、いかがでしょうか。

【武本委員】 拝見して、これを子どもが読んだら、すごくうれしいのではないかなと思いました。つらいときとか、悩んだときとか、子どもをこれだけ考えてくれるんだなということが書いてあるというのは、すごく安心するのではないかなと、すばらしいなと思って拝見していました。これを見て、子どもがいろいろうまく生活できていけたらいいかなと思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。では、先ほどの4行を5行にするというところで、「大人の役割です」という文の後にもう一行入れたいということについて、もう少し具体的に詰めたいと思います。

確認なのですが、「大人の役割です」というところを1行残したまま、その次の行に入れていくということの御提案でよろしかったでしょうか。それが、大人だけでなく社会、いわゆる市や保護者とかを含めたものを社会として、要は義務があるんだということを入れ込むということによろしいでしょうか。

【松原委員】 もし違っていたら、山本委員に訂正していただければと思いますけれども、私の理解では、「大人の役割です」というところがあって、大人の役割を果たすために、この条例があるんだよというような、そこが分かるようなメッセージを1行挟み込んで、その上で条例の中身として、気持ちを大事にする、一緒に考える、子どもの権利を守っていくというようなことを、そこで約束するんだと伝えていくみたいなことかなと。この条例はそういうものなんだということが分かるメッセージが1行入るということに意味があるというような、そういう御趣旨だったかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

【山本委員】 そうなんです。役割という言葉が、結構義務に近くて、私、ここでの役割というのは、そういう役割だと思うんです。でも、役割という言葉で後ろを整えていると、このままだと、役割があるけどやらなくてもいいというようにも感じられてしまう。それをやるために今回この条例をつくって、市民や社会が子どもたちにちゃんと、大人もあなたたちの味方だよということを伝えたいというメッセージじゃないですか。それが「大人の役割です」、というようにさらっと終わってしまうと、役割はあるんだろうけど、やらないでしょう、みたいな感じになることもあると思うし、あまり伝わりにくいかなと思ったので、松原委員が今おっしゃったように、1行、その役割をきちんと果たすために、この条例を社会で守っていきましょう、目標にしていきましょうみたいなことが何かあるといいと思います。

やはり、「義務です」と書ければもっといいのかなと本当に思うんですけど。でも、そうすると、賠償責任の話に発展するという危険性があるって、義務という言葉避けたいということであれば、もう少し「大人の役割です。その役割をきちんと果たすために、みんながこの条例を守っていきます」とか、そのようなものでもいいと思います。私はそういうイメージだったんですけど、伝わっていますでしょうか。

【北田委員長】 伝わりました。では、山下委員、補足をお願いします。

【山下副委員長】 なるほどなと思って、伺っていました。役割ではあるけど、果たすつもりはあるのというふうに思われるということですよ。1つは、端的に義務というふうにするのはあるけど、条文に義務と書かれていないと、その平仄はどうかなというの

ありますし、もし、役割だと言うだけでなく、ちゃんとそれを守るよと言いたいんだったら、例えばですけど、「大人はあなたの権利を守ります」だけでも、守るという意思表示になっているし、そういう責務を負っているよということの表示にもなるし、「大人は」で主語も合うので、分かりやすいかなと思います。

【子ども政策部長】 私も、今、皆様の御意見をお伺いする中で、山下委員がおっしゃったように、上の部分は、文が「あなたは」から始まっていて、下の部分は「大人は」から始まっているので、「大人はあなたの権利を守ります」というふうにスタートしたほうがいいかなと思っています。

それで、最後に、例えば松原委員がおっしゃったように、今、具体的に出ていませんが、子どもの権利を守るために、こういう条例をつくりましたというようなことを入れてもいいのかなと、今、お伺いして思ったところです。

【北田委員長】 私も、上の文章が、「あなたの権利を守るのは」で始まっているので、それを守るためにこの条例をつくったんだという、その流れのほうがいいかなと思います。私も同感です。

他にいかがでしょうか。ここは検討していただいて、文面をつくって、また意見を出していければということでもよろしいでしょうか。

では、ここは、成長、発達のところを入れていくという話と、今の「大人の役割です」の後の1文を考えていくということですね。

山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 ぜひ、さらにブラッシュアップして、いいものにしたいなと思っていますのは、その後に続く具体的な条文も大事なんですけど、多分子どもたちに伝えていくときは、条文の文言よりも、ここのメッセージがまさに子どもたちにはずっと入ると思うんです。

例えば豊島区ですと、条例の前文の子どもたちに向けて書いたメッセージの部分だけが額の中に入って、例えば児童相談所の一時保護所の入り口に貼ってあったり、私も授業で説明するときに、中の一文一文の条文ではなくて、ここのメッセージを読むことで伝わっていくということがありますので、ここの子どもたちに向けたメッセージというのが、三鷹のあちこちで今後使われていく、何年もかけて子どもたちに伝えていくということをイメージしながら、ぜひいいものにつくり上げていくといいなというふうに思っています。

【北田委員長】 それを受けて、そうであるならば、「最善の利益を第一に考えて」という言葉を入れたほうがいいと思います。子どもへのメッセージには、今はないですね。そこは子どもに伝えなくてはいけないメッセージなので、そこだけ読まれるということが多いならば、入れるべきだと思います。

【山本委員】 最後の4行目の、「あなたが幸せに暮らすことができるように」というところに込められているのかなと、ちょっと思ったんですけど、でも、「最善の利益」という言葉を入れたほうが良いということですね。

【北田委員長】 第一に考えていく、大人が考えていくんだということを入れる。

【山本委員】 最初にですね。

【北田委員長】 最初でも、どこでもいいんですが。

【山本委員】 「権利を守ります」の後に、あなたの最善の利益を守る、ということを入れるんですね。「最善の利益」をどう使うかですね。

【北田委員長】 大人はあなたの権利を守るし、あなたの最善の利益を第一に考えていくというような並びで来るといいのかなと。それが何行目に来るのがベストかは、全体を見てなんですが、入れたほうがいいだろうと思います。というのが私の意見ですが、他の皆様はいかがでしょう。

そして、この後、検討委員会として報告書をまとめる際に、どんな思いを大切に素案（案）をつくったのかということについて、私たち委員がレポートを書く予定です。それは宿題として心にとめておいていただきたいんですが、その際に、全体を見直して、もう一度考える機会があると思います。振り返ると、ここはこれを入れたいなという言葉が新たに出てくるかもしれませんので、今ここで出なければそのときでも大丈夫ですが、いかがでしょう。

【子ども政策部長】 すみません、今の最善の利益のところなんですが、「大人はあなたの最善の利益を」となると、逆に大人側の言い訳と言いますか、「ほら、最善の利益を考えているでしょう」というようなことに発展するのではないかと。「最善の利益」と子どもが聞いたときに、今のお話の中でずっと入るかというのは、どうでしょうか。

【北田委員長】 「大人が権利を守ります」というのと「最善の利益を大人が守ります」と言ったときに、子どもは違う感覚を得るということですか。

山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 市の弁護士みたいな感じになるんですけど、多分、子どもたちは、あなたのためだからとずっと言われて自分の思いと違うことを押しつけられているという感覚が今までどうしてもある中で、この短い行数の中で、そういう趣旨ではない、あなた

のためという言い訳で最善の利益と使うわけではない、ということを伝えようとする、
字数をどうしようかと、誤解されかねないかというところを心配されているのだと思う
んです。

【北田委員長】 なるほど。

【山本委員】 「最善の利益」と言ったときに、子どもにとって自分がしたいことでは
ないことがあるわけじゃないですか。大人側は、長期的に見たり、いろんなものを考慮し
て、将来これがあるからここは我慢しておいたほうがいいよ、ということも最善の利益か
もしれない。でも、子どもにとってみたら、今、私はこうしたいという思いがあるのに、
将来のことを考えて我慢するのかというようなことになりかねないのではないかというこ
とをおっしゃっているのかと思うんですよね。

【北田委員長】 それは、要は、「最善の」という言葉が、評価が入る言葉だからとい
うことですね。そうではないですか。私は、第一に考えるよということは伝えたほうがい
いと思うんです。そこの最善かどうかというところが、子どもにとっての立場と、大人か
ら見たところで解釈が分かれるわけですね。大人に「あなたの最善の利益を」と言われ
ると、評価が大人基準で考えられたものを押しつけられている雰囲気があると。そこは解
釈が分かれる部分はあると思うんですけど、ただ、第一に考えるというところは、基本
的にぶれない部分かなと、私は思っているんです。ですから、そこが伝わるといいなとい
うのが私の趣旨だったんですが、結構大切な言葉なので、押しつけみたいな感じのところ
うまく調和させて、第一に考えるというところを伝えられるメッセージが入るのがいいな
と思います。

皆様、御意見いかがでしょうか。

【武本委員】 表現が難しいなど。

【北田委員長】 そうですね、表現、難しいですね。では、山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 今までずっと長い間、大人が子どもにどうしてきたかという、
「子どもなんだから黙っていなさい、子どもなんだから、大人の言うとおりに従っておき
なさい」というようにずっと来ていたところを、そうじゃないよね、子どもが主人公だよ
ね、というようなことがニュアンスとして伝わる。「最善の利益」という言葉を使うかど
うかは置いておいて、今まで大人のほうの都合でいろんなことを押しつけたり、子ども
なんだから大人が言うとおりにしておけば大丈夫みたいなことじゃないよ、あなたにとって
大事なことを考えていくよということを、この短い行数で、かつ分かりやすい言葉でうま
く伝えたいということですね。

なので、実は今のこういう対話がすごく大事なんだろうなと思っていて、子どもたち自身、あるいは親御さんとか、学校の先生とかも、今のこの議論が反映されるといいなと思います。

【北田委員長】 「第一に」という言葉の意味が言われているところは、国とか市、自治体、社会もそうですし、父親と母親、子どもという当事者がいて、その中で子どものことを考えるんだけど、父親とか、母親の利益、子どものことではないところが優先されたり、一般的な利益が優先されたり、その子どもだけではなく全体の子どもの利益が優先されたりということが、第一に考えられていなかったというところの意味合いです。

子どものことが本当に無視されて、「あなた、黙っていなさい」というパターンももちろんあるんですけど、どちらかというところ、子どものためにと行って、大人が大人の価値観を押しつけた、なので、大人が子どものことを考えるときに、分けて考えられていないと。要は、「私のためになることは、子どものためになるだろう」という発想で、今まで大人は生きてきた。だけど、そうではなくて、大人が子どもの立場に立ってものを考えていく、子どものことを、子どもの立場に立って第一に考えていくというのが、児童の権利条約が言いたいメッセージというふうなところなんです。

【山下副委員長】 そのフレーズ、そのままよくないですか。「あなたの立場に立って、あなたのことを第一に考えます」というのが、今、そうだなと、私は結構ずっと入ってきました。

【北田委員長】 ということが伝わると、多分押しつけにはならないのかなと思います。では、山本委員、お願いします。

【山本委員】 私も言葉として最善の利益が重要なのはよく分かるんですけど、でも、ここに書くのは、ちょっとどうかなと、どうしても思っていて、そうすると、今おっしゃった、「あなたの立場に立って、あなたのことを第一に考えます」が一番いいと思います。

また、ここの2行目に書いてある、「あなたの声や思いに耳をかたむけ、その気持ちを第一に考えます」でもいいのかなと思いました。「第一に、プライオリティー」というのがとにかく言うべきことであるならば、「最善の利益」というワードを使わなくてもいいのかなと思います。

【北田委員長】 他に御意見いかがでしょうか。松原委員、今の辺りはいかがですか。

【松原委員】 それぞれ皆様の御意見、ごもっともだなと思ってお聞きしていました。「最善の利益」という言葉がすごく大事なものは、本当にそのとおりで思うんですけども、子どもたちに向けたメッセージの中で最善の利益というものを短いタームの中でやっ

て、それがちゃんと伝わるかというところ、そこはやっぱり心配があるなというのがあります。

そうすると、今おっしゃっていたように、例えば「大人は、あなたの声や思いに耳を傾け、その気持ちを大事に考えます」であるとか、最後のところ、「大人は、あなたが大事に尊重されて幸せに暮らすことができるように、子どもの権利を守っていきます」であるとか、または、さっき委員長がおっしゃったように、「大人はあなたの立場に立って、あなたのことを第一に考えます」であるとか、そういった最善の利益というものをかみ砕いた幾つかのワードを並べて、3本合わせ技で1本みたいな感じのイメージで、そこに書いていくというほうが、子どもたちにとっては入りやすいし、実質的な獲得もできるんじゃないかなというふうに思いました。

【北田委員長】 武本委員は、大丈夫ですか。

【武本委員】 大丈夫です。

【北田委員長】 そうすると、私の気持ちを皆様が酌み取ってくださって、「第一に」というところが分かるような形で、この「最善の利益」という言葉は、そういう意味では非常に伝わりにくさがあるし、誤解を受けやすいということで、子どもに関してはそこをかみ砕いた表現で1行入れていくと。どこに入れるかということも含めて一度、御検討いただくということよろしいでしょうか。

山本委員、お願いします。

【山本委員】 その部分はそれでオーケーです。今思っていたのは、4行目の最後のところです。先程もお話が出ましたが、「あなたが幸せに暮らすことができるように、子どもの権利を守っていきます」ではなく、「あなたの権利を守っていきます」のほうがいいかなと思いました。

【北田委員長】 他に、「子どもの権利」となっているところは、ありましたか。

【山本委員】 メッセージではなくて、上の部分の5段落目の最後、「三鷹市は」から始まる場所ですが、ここだけは「子どもの権利」のほうがいいかなと思います。

【北田委員長】 ここの最後の段落、私も「子どもの権利」でいいと思います。皆様、よろしいですか。

では、お時間の関係で次のお話です。3条以降で「保障される」という言葉がありますね。3条、4条、5条……。全部の条に保障されると書いてありますけれども、まず、この部分について、法律家の御意見からということで、いかがでしょう。この「保障される」という言葉があることで、市の義務が高まるといいますか、市が訴えられるみたいな

ところにつながりやすいような文言ではないかというお話だったんですね。そこについて御意見をいただけますでしょうか。では、松原委員、お願いします。

【松原委員】 一言で言うと、考え過ぎではないかなというのが正直なところですけども、ここで「権利が保障される」と書くことによって、各家庭であるとか、各民間団体だとか、そういった中での状況について具体的な作為義務が市に発生するというわけではないので、そういった危惧は生じないのではないかなというふうに考えます。

【北田委員長】 山下委員、いかがでしょうか。

【山下副委員長】 私も、すごく慎重になり過ぎてしまっているかなと思います。例えば、今、日本が批准している子どもの権利条約も、本来、法的拘束力はあるはずなんですけど、その条文で権利が保障されているから、国賠でばんばん認められるかというのと、そうではないわけですよ。もちろん、子どもに権利があること自体は前提としつつ、それぞれ問題となる場面、行政がやるべきことをしていないのかどうかの1つの参考にはなるとはいえ、ここで定まっているから、ダイレクトに賠償が認められるということではないんだろうというふうに思います。

なので、そういったところの心配よりも、むしろ子どもたちに権利があって、それを保障するために市がこうやって取り組みますという姿勢を示すことのほうが、プラスとしても大きいので、そこまで慎重にならずとも大丈夫ではなからうかと。

現に、他に幾つもの条例を持っている自治体はありますけれども、そういった訴えが認められたというケースを私は知らないです。もし、そういう裁判という一番大きな手段で訴える子がいるんだとしたら、まずは、その声にしっかり耳を傾けるということなのかなと思います。いきなり国賠とか、裁判の話になる前のための制度として、権利擁護委員の調整活動とか、是正勧告という仕組みをつくっているというところを考えますと、そこは慎重にならずともいいのではないかと思います。

【北田委員長】 どうでしょう、この「保障する」という言葉は、法律家はしっかりコメントしづらい部分だと思うので、山本委員、いかがでしょうか。何かございましたら、お願いします。

【山本委員】 権利条約でも他のところ、例えば、日本国憲法とか児童福祉法でも書いていますし、訴訟になったときはなったときですが、私もこれはないのではないかなと思っていました。法律家の方がよろしければ、私は構いません。

【北田委員長】 武本委員も大丈夫そうですか。

【武本委員】 はい。

【北田委員長】 面会交流の判例で、それがちゃんと実施されないことで、国が立法不作為だという国賠の話もありましたけど、そこは問題になっていなかったの、大丈夫だと思いますというのが私の意見です。

では、考え過ぎないでいくということで、これはよろしいかと思います。

(2) (仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会報告書(案)について
【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】より説明

(質疑応答)

【山下副委員長】 すごく出来上がりが楽しみで、頑張って書きたいと思います。

私からは2点です。2ページの権利と義務のところ、黒ポチ2つ目の「子どもの権利の保障は、全て子どもの言うとおりにするというのではなく」、ここまではそうなんですけれども、「社会規範や基本的ルールへの遵守を前提とする」、これは違うかなと思いました。

例えば、昔は女の子は女らしく、学問なんて要らないみたいなのが社会規範だった時代もあるわけですよね。なので、どちらかというと、例えばルールも一人一人に権利があることを前提に、ばらばらの人たちがこの社会の中でどうするかというためにルールがあるので、権利が先にあって、ルールが次なんです。

となると、全て子どもの言うとおりにするというわけじゃないけど、例えば学校の授業中に何か大声を出して叫びたいみたいな子がいたとしても、他の子の学ぶ権利を侵害するから駄目だよと、他の子の権利調整であったり、例えば道路で遊んでいたいと言ったって、道路交通という重要な場が社会的なものであって、そこでの調整だったり。あるいは、夜遅く寝ずにゲームをしたい、暗くなっても外で遊びたいと、遊ぶ権利はあるけど、でも、成長・発達の権利とか、安全、事故に巻き込まれないようにという生きる権利、育つ権利といった自分自身の権利とのバッティングがあるから、言うとおりにしない、最善の利益でこころをこころで、早く帰っていきましょう、夜は寝ましょうというときもある。

あとは、お金をかけてどこかに留学したいといったときに、お金がないからとか、いろんな理由があるんですけど、社会規範やルールが先にあって、言うとおりにしないというわけではなくて、他の人との権利とのバッティングとか、自分自身の権利の調整であったりとか、経済、お金のこととか、いろんな制約があったりする。最後の制約のお金のところは、お金がないんだとしたら、そのこと自体が問題ではないのか、どこから予算を引っ張ってこれないのかとか、そういう話にもなるんですけど、少なくともこの1行は変える必要があるなと思いました。

2点目は、4ページ目の子どもの意見や思いを聞く仕組みづくりのところ、子どもの

意見聴取をする際に、年齢に応じたフォローアップとかフィードバックというのは本当に素晴らしいなと思いつつ、応じるのは年齢だけではなくて、障害をお持ちのお子さんの場合には、障害に応じた聞き取りの仕方とフィードバックができますし、例えば外国ルーツ、日本語が不十分な状態で日本の中で暮らしているお子さんたちには、そういった言葉の手当てとかが必要になります。ですので、年齢だけでなく、様々なお子さんたちに対してのフォローアップ、フィードバックというのが必要かなと思いました。

【北田委員長】 まさしくそうですね。的確な御意見だと思います。他の皆様の御意見は、いかがでしょうか。松原委員、お願いします。

【松原委員】 今の山下委員の意見に全面的に賛同します。それとの関連で、2ページの子どもの最善の利益の1つ目のポチのところで、「その子どもの権利同士が相反してしまった場合には、子どもにとって一番よいことを考えた判断を行う」についても、同じ危険があるフレーズだと思いますので、ここについても、これまでの議論の趣旨を踏まえた表現に修正をする必要があるのではないかなというふうに思いました。

【北田委員長】 「子どもにとって一番よいことを考えた判断を行う」に関する今までの議論といいますと、具体的に文言でお願いできますか。

【松原委員】 要するに、あなたにとってこれが一番いいよねという、大人の都合による判断が先行したりしがちなフレーズですが、そういう趣旨で議論がされたものではないと思いますので、そこはこの表現を修正する必要があるかなというふうに考えます。

【北田委員長】 先ほどの最善の利益と同じところで、表現を注意するということですね。他、いかがでしょうか。では、山本委員、お願いします。

【山本委員】 山下委員、松原委員の意見、全てそうだなと思って賛同します。すごく小さいことなんですけど、子どもの最善の利益の2つ目のポチの、「できるだけその意見や思いが大切にされる」という、この「できるだけ」は要らないかなと思っています。

【北田委員長】 そうですね。私も要らないかなと思います。皆様、いかがですか。大丈夫ですか。

他、いかがでしょうか。武本委員、何かございますか。

【武本委員】 私も、先ほど山下委員と松原委員がおっしゃっていた、社会的規範や基本的ルールのところは、私でもちょっと違和感を覚えたところなので、全面的に皆さんに賛同いたします。私はそれぐらいです。

【北田委員長】 他、いかがですか。松原委員、お願いします。

【松原委員】 これは、単にシンプルに質問です。いろんな都合があるのかなと思いな
がらお聞きするんですけども、この4ページの5の(3)で、「地域人財等のつながりを大
事にし」とあるんですけど、この議論をしたことはあったかなというような気がします。

そこは、恐らく様々な配慮した表現かなと思わなくもないので、あえてここで言うのは
どうかなと思ったんですけども、議論していないものについては、やはりちょっとどうで
しょうか。

【北田委員長】 山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 多分、私の意見を酌んでくださったところだったのかなと思うん
です。この資料1の表の22のところ、私がかつて言ったことです。子どもたちからと
てみると、権利擁護委員とか、「はい、相談担当者です」という見知らぬ大人に相談する
のはかなりハードルが高くて、私はいつも斜め上の存在の大人という言い方をしていますが、
親とか先生みたいな真上ではない児童館の職員であったり、地域の民生・児童委員の方だ
ったり、友達の保護者さんとか、本当にいろんな地域の大人の人たちが、実は子どもの権
利擁護にすごく大事だということを実感しているんです。

それを地域人財という言い方をするかどうかは置いておきつつ、市全体で取り組んでい
きます、特にこういう基礎自治体である市の条例で子どもの権利に取り組んでいく、まさ
に子どもの一番身近な地域の大人たちと一緒に、子どもの権利を守っていこうというのを、
多分、何らかの形でここに組み入れてくださろうとしたのかなというふうに思いました。

【北田委員長】 松原委員、お願いいたします。

【松原委員】 今の趣旨であれば分かります。それであれば、地域人財という表現を避
けていただいたほうがいいのかなどは思いました。

【北田委員長】 事務局の方で、補足とかはございますか。

【子ども政策部長】 いわゆる、いろんなところで言っている地域人財と、ここで言う
ところの地域人財は、またちょっと違うところではありますので、これは文章にしていく
中で工夫していきたいと思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

では、後日、ご意見等がございましたら、2月3日までにメールで事務局のほうへお寄
せいただくようお願いいたします。

(3) その他

- ・パブリックコメントに関連した子どもからの意見聴取の取組について
前回の検討委員会でのご意見を受け、パブリックコメントとは別に、子どもを対象としたワークショップの実施により意見聴取を行うことを検討中。
詳細について決定次第、委員へ報告予定。
- ・次回の予定
第7回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和8年2月20日（金）午前10時～開催予定
- ・次々回の予定
第8回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和8年4月10日（金）午後6時30分～開催予定

3 閉会（午後3時15分）